第２節　本件船舶譲渡の実行日

管財人は、平成29年２月１日から同年４月15日までの間で管財人が指定する日に、譲受人に対し、本件船舶を引き渡す。

第３節　本件船舶譲渡の対価（本件譲渡代金）

譲受人は、本件譲渡代金の10％を本更生計画認可決定日後３銀行営業日以内に管財人に対し支払う。また、譲受人は、本件譲渡代金の残額とその他の費用の精算金を本件船舶の引渡準備完了予定日の３銀行営業日前までに管財人に対し支払う。

ただし、現実の引き渡しが平成29年３月31日（以下「引渡基準日」という。）の経過後に行われたときは、引渡基準日から現実の引渡日まで１日当たり800,000円に相当する額を本件譲渡代金から控除することができる。

第５章　未確定更生債権等に対する措置

第１節　未確定更生債権等

第１　未確定更生担保権

管財人は、別表９－１「未確定更生担保権一覧表」記載の更生担保権（以下「未確定更生担保権」という。）に関し、同表「認めない額」欄記載の額についてこれを認めなかったところ、更生債権等査定の申立てがなされ、現在係属中である。

第２　未確定更生債権

管財人は、別表９－２「未確定更生債権一覧表」記載の更生債権（以下「未確定更生債権」といい、未確定更生担保権と合わせて「未確定更生債権等」という。）に関し、同表「認めない額」欄記載の額についてこれを認めなかったところ、更生債権査定の申立てがなされ、現在係属中である。

第２節　未確定更生債権等の措置

第１　未確定更生担保権

１　確定前の取扱い

未確定更生担保権については、確定するまでの間、弁済を実施しない。

また、未確定更生担保権を有する債権者が、他に更生債権等を有する場合には、未確定更生債権等の全てが確定するまでの間、当該債権者に対し、一切の弁済を実施しない。

なお、確定前においても、未確定更生担保権について、第３章第１節第２、２及び同４の定めを準用する。この場合、「船舶更生担保権者」を「未確定更生担保権者」に読み替える。

２　確定後の取扱い

更生担保権者との間で、未確定更生担保権が確定したとき（前記１後段の場合には、当該債権者が有する未確定更生債権等の全てが確定したとき）は、更生担保権として確定した額については、第３章第１節（ただし、その性質に反しない限り同節第２の定めを準用する。）及び第４節の定めを、一般更生債権として確定した額については、第３章第３節第２款及び第４節の定めを、それぞれ適用する。

ただし、更生担保権として確定した額の弁済期は、第３章第１節で定められた弁済期と未確定更生担保権が確定した日から１か月後の日が属する月の末日のいずれか遅い日とする。一般更生債権として確定した額の弁済方法については、後記第２、２による。

第２　未確定更生債権

１　確定前の取扱い

未確定更生債権については、確定するまでの間、弁済を実施しない。

また、未確定更生債権を有する債権者が、他に更生債権を有する場合は、未確定更生債権の全てが確定するまでの間、当該債権者に対し、弁済を実施しない。

２　確定後の取扱い

未確定更生債権が確定したとき（前記１後段の場合には、当該債権者が有する未確定更生債権の全てが確定したとき）は、第３章第２節第２、２又は第３節第２款第２の定めを適用する。

ただし、弁済期については、第３章第２節第２、２又は第３節第２款第２で定められた弁済期と未確定更生債権が確定した日から１か月後の日が属する月の末日のいずれか遅い日とする。

なお、未確定更生債権の確定以前に第３章第３節第２款第２、２の定めに基づく中間弁済が行われているときは、本項によって定まる弁済期に、未払の中間弁済金（確定した元本等に対し、確定以前に実施されたすべての中間弁済の中間弁済率を合算した率を乗じた金額をいう。）も合わせて弁済する。

第３節　提起されている確定訴訟

該当なし。

第６章　弁済資金の調達方法と予想超過収益金の使途

第１節　弁済資金の調達方法

更生担保権及び更生債権の弁済資金は、本件譲渡代金、本件譲渡代金の一部を原資とする更生協力金、保有する現預金、更生会社の営業活動から生じる収益等により調達する。

第２節　予想超過収益金の使途

予想を超過する収益金が生じた場合には、更生計画の遂行及び清算手続に必要な資金に充て、更に余剰があるときは、追加弁済の原資に充てる。

第７章　共益債権とその弁済

第１節　支払済共益債権

更生会社が更生手続開始決定日の翌日（平成28年１月１日）から平成28年３月31日までに支払った共益債権は、別表６「共益債権支払実績及び未払残高表」の支払実績欄記載のとおり、総額54,532,971円である。

第２節　未払共益債権

更生会社における基準日である平成28年３月31日現在の未払共益債権は、別表６「共益債権支払実績及び未払残高表」の未払残高欄記載のとおり、総額67,059,033円である。

第３節　弁済方法

上記未払共益債権及び平成28年４月１日以降更生手続終結までの間に生ずる共益債権は、本件譲渡代金、保有する現預金等をもって随時支払う。

第８章　担保権の措置等

第１節　存続する担保権（船舶に係る担保権）

１　別表10「存続する担保権一覧表（船舶）」記載の担保権は、更生計画認可決定後も、同表の「新しい債権額」欄記載の額の限度で存続する。

２　別表10「存続する担保権一覧表（船舶）」記載の担保権は、被担保債権である更生担保権が完済されたとき、当該担保権の目的である本件船舶について管財人が裁判所の許可を得て第３章第１節第２、４⑵に定める担保変換をしたとき、又は、担保権者が担保権を放棄したときに消滅する（なお、担保変換により船舶に係る担保権が消滅する場合であっても、担保変換後の預金質権は存続する。）。この場合、担保権者は、消滅した担保権について登記又は登録（日本国内のものに限らない。）の抹消手続をするものとし、管財人から要請があった期限までに、当該担保権設定登記又は登録の抹消手続に必要な一切の書類を管財人に交付しなければならない。

第２節　存続しない担保権

更生会社の財産上に存する担保権（準拠法が日本法か否かを問わず、財産が日本国内にあるか否かを問わない。）で、本章第１節に存続する担保権として掲げた担保権以外の担保権（以下「存続しない担保権」という。）は、更生計画認可決定時に全て消滅する。

存続しない担保権の担保権者は、当該担保権について担保権設定登記又は登録がある場合は、当該設定登記又は登録の抹消手続をする。この場合、存続しない担保権に係る担保権者は、管財人から要請があった後、２週間以内に、当該担保権設定登記又は登録の抹消手続に必要な一切の書類を管財人に交付しなければならない。